

「身分闘争に関するテーゼ草案」について

秋 定 嘉 和

部落解放運動、ならびに水平運動研究史上、周知の本テーゼ草案について、その全文は、あまり知られてなく、おそらく、今回、はじめての紹介ではないかと思われる。しかも、その運動史上においてしめる位置はいわゆる「解消論」（全国水平社解消の提議——第10回全国水平社大会への意見書——1931年九州联合会常任理事会）から、「部落委員会活動について」（1934年・全国水平社本部決定）にいたる過渡的方針書としての意味をもっていたことから、その重要文献たることはうたがいがえな

い。さらに、本誌所収（ガリ版・はしがき1P・本文16P）のものは当時の活動家、井元蔵之氏所蔵のもので、これまで、筆者の知っている特高月報・昭和9年4月号附録（A5・8ポ・3段組・9P）との差異は重要である。その相異をみると、

1) 「はしがき」が違っていることで、刊行者が、井元蔵本では日本共産党中央奪還全代会議準備委員会となっており、特高月報では全国水平社である。

2) その「はしがき」内容が違っていることで、井元蔵本では、共産党の党内事情にからんで、水平運動を、本部派・袴田里見に対する反対派がおこした本部「乗取り」の運動に水平社を合流させようとしたことである。（勝山内匠・我国に於ける共産主義運動史概論・思想研究資料特輯、第56号）したがって起草年次が井元蔵本・特高月報とも1933年でありながら、井元蔵本の公表年次は1935年になっており、特高月報本は、1933~34のものと考えられよう。

3) 本文についても、後記のように、井元蔵本にはしばしば省略がみられ、用語上の差異もある。それらは、前記のように、本文中にママ＝用語の不明確箇所・（ ）＝異字の補充・〈 〉＝欠落字の補充を行ったが、本文中での補正不能の部分に対しては、①～⑩の注によって後記のような校合を試みた。まず、はしがきについて。

身分闘争に関するテーゼ草案発表に際して

全国の同志並に勤労大衆諸君

党は1932年テーゼ発表以来凡ゆる努力と決死的闘争を

以てその実践化のため全勤労農民の日常要求の先頭に立ちて闘って来た。而し、これは吾党のテーゼ実践化のための闘争としてはあまりにも多くの不十分が指摘される。それは、吾党の当面する日本共革命即ち社会主義革命への強行的転化の傾向を持つブルジョア民主主義革命の規定に基く理解の不十分である。従って、このテーゼに対する理解の不十分は多く吾党の日常闘争の遂行の中で民主主義的要素に対する過少評価となって現われている。就中、農民闘争並に都市貧民及び日本に於ける特殊産物である天皇制支配の下で封建的身分関係により限りなき抑圧と搾取迫害を受けている。

特殊的被圧迫部落民間同志の闘争の不十分である。我々は、それ等の内で最も過少評価し指導を放棄していた処の特殊的被圧迫部落民（水平社運動等）に対する吾々の政治的組織的任務に対し私見を述べ同志諸君の革命的自己批判と嵐の如き討論を喚起し我党の被圧迫部落民の解放運動に対するテーゼを作成し近き将来に於て革命的危機に立つやも知れぬ吾日本の内外諸情勢の急激な変化に対し我党の立遅れを克服し人民革命に対する諸勢力を正しく集中統一し、吾党の中心的決定的目標である天皇制テンプク、寄生地主の土地無償没収及労働者の七時間労働制の実施と労働者の生活の根本的改善のため帝国主義戦争反対、警察的軍事的天皇制反対の米と土地の自由のための人民革命のスローガンの下に動員し我々の決定的勝利のために闘はねばならぬ。かかる意味で部落民の天皇制支配に対する闘争こそ革命的勢力の為であり我党の全活動の一分野であらねばならぬ。

全国の同志諸君！諸君の日常闘争と部落民内活動の実践の中から討論に参加せられんことを希望して置く。

（以上、特高月報本の「はしがき」全文）

〈補遺〉 ——は脱落部分である。

① ……強いられている。ストライキ、小作争議は暴力によって鎮圧され大衆の政治的自由は根こそぎ剝奪されている。かかる支配階級の…… ② ……現はれた裏切者佐野…… ③ 対蹠物として尖く対立している。天皇、皇族、華族等は天皇制の法律に依って現存しその封

建的最高身分としてその地位を…… ④ ……解放せられた部落民がその特殊な身分的職業…… ⑤ 農家数の→農家戸数の ⑥ ……被圧迫部落に於ける主要工業は皮革、靴履物表、竹細工等の製造である。それは概ね封建社会に於ける身分的職業…… ⑦ 尚、家内工業、手工業、マニファクチュア…… ⑧ 強制されている→余儀なくされている。 ⑨ 次項として、下記のスローガンが入る。1. 身分的偏見による徹首反対、就職の機会均等。なお、*印は、*は1、**は2、***は3と番号が「月報」所収本では入っていることをしめす。

そこで、この「テーゼ草案」の内容について、若干、解説めいたものを附しておきたい。

まず、筆者について、「社会運動の状況」などでは、大泉兼蔵、北原泰作らの執筆（1933年12月、会同し、作成）となっているが、全文、北原泰作によるもので、(井元蔵本の「はしがき」についていえば筆者・刊行者とも不明)北原によると、大泉は、当時の党の幹部としての位置にあり、北原との接触は、第三者（下部党员）を通じてしかなかったといわれる（北原氏よりの筆者の聞取り）。

したがって特高月報本は、北原検挙(1934年1月28日)前後のものと考えられ、「はしがき」内容も「32テーゼ」の具体化・実践化を、水平運動再評価・批判を通じておこなおうとしたものである。井元蔵本は、中央委員会批判一奪還の趣旨・意図があって、その内容から共産党内史と水平社史との関係の再検討をせまるものといえるもので、重要な「はしがき」である。

また、本文の内容について、これまでの研究史の補正をせまるものをもっている。まず、社会大衆党批判にみられる、水平社内部の中央本部批判がそれで、また、社内への「フラクション活動」の提言などにもみられるように、共産党の指導のもとに運動掌握の方向がみられることである。このてんは、これまでの「解消派」を「左翼的偏向」としたこと、全水綱領とそれにもとづく本部の活動を「排他主義」「社会ファシスト」の利用として「右翼的偏向」と規定し、さらに、「高松事件」をさして「全水内に於ける社会ファシスト」の「天皇制支配の美化」と「議会主義的幻想」として批判したてんにつな

がる。

これらの内容にみられる、党の対水平社方針は、さきの「解消意見」と、その後の「部落委員会活動について」を関連づけてみると、大きな混乱と変化があったことになる。たとえば、「解消派」を「左翼的傾向」として批判するが、この思想と行動は、党の方針として、水平社内から出てきており、したがって、解消派批判は、深刻な自己批判として展開されるべきものであった。「高松事件」の評価についても、「委員会活動について」では高く評価され、この闘争の戦術が「形態・実質が部落委員会活動に外ならない」とされており、これらの評価変化がなにによるものか明らかにされる必要がある。また、社会ファシスト（社大党）批判、フラクション活動についても、「委員会活動について」では、姿を消しており、1934年7月の全国水平社本部決定というてんについて、その経緯がさぐられねばならない。つまり、本部派の方針と、「解消意見」～「身分闘争に関するテーゼ草案」を作成したメンバーとの思想的、運動的位置づけが、今後の研究課題となり、そのことが、水平運動と、日本共産党との関係をさぐるうえでの重要なてんとなる。さらに、この時点で、井元蔵本の「身分闘争に関するテーゼ草案」（1935年公表）が出されてくる背景があり、そこにみられる内容から、当時の運動の方向づけに、一定の混乱をもたらしたと思われる。

以上、この資料がこれまでの研究史のうえで欠如していた視点と事実をもたらすものであることをのべた。再度、要約すれば、「解消意見」—「階級闘争第一主義」といわれたてんを、何らかの形で克服しようとした試みであったこと。しかし、その主体が、日本共産党のイニシアティブと、そのもとでの水平社運動の掌握であったことから、当時の状況判断に、さまざまな評価の相違点がみられること。したがって、「高松事件」・「地区改善要求」闘争や統一戦線の視点が、「委員会活動方針について」によってでてくるのは、解消派が批判した本部派（社会ファシストと規定された）の役割が大きかったのではなかったかというてんを、紙幅のうえで舌尻らずながら今後の課題として提示してみた。当時の活動者の御教示をまつ次第である。